

＜電子装置使用による取引規定＞

株式会社 紀陽銀行

第1条 本規定の適用範囲

本規定は、次の各号に掲げる電子装置（以下「当行所定の電子装置」といいます。）を使用して各種預金取引（対象預金種目：普通預金、当座預金、納税準備預金、貯蓄預金、定期預金、積立型定期預金、財産形成預金）、振込、税金公共料金等払込み等の手続を行う場合の取扱いを定めます。

- ①印鑑スキャナ
- ②カードリーダー

第2条 電子装置での届出の方法

書面で届出ることとなっている手続のうち、当行所定の手続については、当行所定の電子装置での読み取り等により届出ることができるものとします。

第3条 預金の口座開設、払戻し、解約等

預金の口座開設、払戻し、解約、一部解約するときは、当行所定の電子装置に押印してください。

なお、当行キャッシュカード（以下「カード」といいます。）を当行所定の電子装置にて読み取りを行うことで、口座番号等の顧客情報の入力を省略できます。

第4条 印鑑照合等

当行所定の電子装置に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、並びに当行所定の電子装置で読み取ったカードが、当行が本人に交付したカードであることを当行所定の方法により確認し、相違ないものと認めて取扱いしましたう例えば、印鑑、カードにつき不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第5条 規定の適用または準用

1. 本規定と他の規定の定めが異なる場合は、本規定の記載が優先されるものとします。
2. 本規定が適用される取引において、本規定に定めのない事項については、当行が定める各商品・サービスに係る各種規定により取扱います。

第6条 規定の変更等

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
(2023年11月6日現在)